

令和5年度

水道事業年報

令和5年4月1日～令和6年3月31日

光市水道局

目 次

水道事業の概要

1	水道事業のあゆみ	1
2	事業認可の概要	3
3	水道施設の概要	5
4	水道事業量の推移	9
5	令和5年度事業概要	11
6	管路延長	12
7	行政区域内人口の推移	14

配 水 統 計

1	取水量・配水量	15
2	電力及び薬品使用状況	16
3	水質検査成績	17

業 務 統 計

1	水道料金調定状況	19
2	用途別業務統計	20
3	量水器管理状況	21

財 務 状 況

1	業務及び経営分析	22
2	財務分析	23
3	水道料金原価分析	25
4	決算状況	26
5	水道料金の推移	31

そ の 他

1	水 道 局 機 構 図	46
2	職 員 配 置	47
3	年 齢 別 職 員 構 成	48
4	勤続年数別職員構成	49
5	水 道 年 表	50

水 道 事 業 の 概 要

- 1 水道事業のあゆみ
- 2 事業認可の概要
- 3 水道施設の概要
- 4 水道事業量の推移
- 5 令和5年度事業概要
- 6 管路延長
- 7 行政区域内人口の推移

水道事業の概要

1 水道事業のあゆみ

平成16年10月4日に旧光市と旧大和町の合併により誕生した新しい「光市」は、県の東南部、周南工業地帯の東部に位置し、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や緑豊かな石城山、そして母なる川である島田川などを有する豊かな自然環境に恵まれた都市です。

光市の水道事業は、昭和20年に終戦により遊休施設となった旧光海軍工廠の専用水道の使用許可を受け、戦災を免れた工廠宿泊施設の入居者への給水を暫定的に開始したのが始まりで、昭和23年に光市水道事業の認可を、昭和28年に一時的な使用許可を受けたまま使用していた旧光海軍工廠の専用水道施設の無償貸付の正式な許可を受けて、そのあゆみを進めてきました。

その後、市勢の発展とともに増加し続ける水需要に対応するための「拡張期」、より安心・安全な水の安定給水を実現するための「施設更新・高水準化期」と水道事業を取り巻く環境が変遷するなか、4次にわたる拡張事業に取り組み、現在に至っています。

◆第1次拡張事業

人口の増加や企業の進出によって給水量が加速度的に増え続けたため、島田川に30,000m³余りを伏流水から取水する第2号集水管を埋設するとともに、旧海軍の既設配水池2池（1池5,000m³）を復旧し、市内各方面に10kmもの配水管を布設して給水区域の拡大を図りました。

◆第2次拡張事業

第1次拡張事業により、着実に給水能力、給水区域を拡大していきしましたが、時代は高度経済成長期に突入しており、水の需要量が大幅に増え続けたため、東部配水地域の水圧が極度に低下していました。このような状況を打開すべく、全水利権の1日50,000m³を最大限に活用するため、配水池の改修工事や第3号集水管の埋設、送水ポンプの増強、電気施設の整備や中央管理システムの導入、原水の汚染に対処するための浄水施設の新設などを行い、清浄・豊富な水の確保が可能となりました。

◆第3次拡張事業

衰えを見せない市勢の発展、生活水準の向上などに伴う水需要の増加には陰りが見えず、河川環境の悪化という新たな問題が生じてきたため、ゆとりある安定した給水を図るべく林浄水場の隣接用地を購入し、汚泥処理施設として天日乾燥床を新設するとともに下林取水施設を新設しました。

また、市内全域にわたる主要配水管の整備、拡充や未給水地域の小周防虹川地区へ配水管を布設し給水区域の拡張を図り、普及率が飛躍的に増大しました。

◆第4次拡張事業

これまでの3度にわたる拡張事業は、増加し続ける水需要に対応するための施設の拡大を事業の柱としていましたが、平成7年に発生した阪神淡路大震災を契機に安心・安全な水の安定的な給水が求められるようになってきました。

そこで、市内給水の核となる施設である林浄水場の運転管理の安全性の強化を図るため、中央管理システムをはじめとした各種設備の更新工事を行い、浸水対策、2系統受電方式、オイルレス機器の採用などによる災害や故障に強い施設の構築、コンピュータ中央運転制御方式、市内水道施設の遠隔制御方式、薬注設備の自動制御方式、浄水池と配水池の水位による取水・送水の自動運転制御など総合的な運転監視制御を行うことが可能となりました。

また、安定給水の確保を図るため、清山配水池に地上式の新タンクを築造、上ヶ原簡易水道、大和簡易水道の上水道への統合に伴い、上ヶ原配水池、大和配水池を築造し、より多くの地域での直結給水が可能となったほか、耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム対策として、林浄水場に紫外線照射施設を整備し、より安心・安全な水道水を給水することが可能となりました。

さらに、平成22年3月には東荷地区、平成31年2月には塩田地区の一部の未給水地域を解消するため、給水区域を拡張する変更認可を受け、配水管等の整備を行いました。

◆簡易水道事業の統合

平成16年10月4日に旧光市と旧大和町の合併により誕生した新しい「光市」には、旧光市の上ヶ原簡易水道、岩屋・伊保木簡易水道、牛島簡易水道、旧大和町の大和簡易水道の4つの簡易水道がありましたが、離島である牛島簡易水道を除いた3つの簡易水道については、平成20年4月に上ヶ原簡易水道を、平成21年4月に大和簡易水道、岩屋・伊保木簡易水道を、それぞれ上水道へ統合し現在に至っています。

2 事業認可の概要

事業名	許可年月日	工期		事業費 (千円)	給水人口 (人)
		着工年月	竣工年月		
創 設	昭和23年11月10日				
	厚生省山衛第34号				
	厚生省山衛第35号	昭和23年11月	昭和24年1月	2,967	25,000
変 更	昭和25年5月31日 厚生省山衛第71号	昭和25年5月	昭和25年12月	16,500	25,000
第1次拡張	昭和30年12月13日 厚生省山衛第105号	昭和28年4月	昭和45年3月	302,064	38,500
第2次拡張	昭和45年11月10日 厚生省環第706号	昭和46年2月	昭和50年3月	825,300	43,500
変 更	昭和47年3月27日 厚生省環第214号	昭和46年2月	昭和50年3月	807,215	43,500
第3次拡張	昭和49年3月30日 厚生省環第307号	昭和49年4月	昭和56年3月	5,928,210	65,000
第4次拡張	平成12年1月25日 厚生省収生衛第37号	平成12年2月	平成24年12月	5,199,000	50,100
変 更	平成20年6月16日 厚生労働省発健 第0616005号	平成12年2月	平成28年3月	1,726,100	50,200
軽微変更	平成22年3月23日 厚生労働省健水収 0323第7号	平成12年2月	平成29年3月	407,300	50,700
変更届出	平成31年2月28日 山口県	平成31年4月	平成32年3月	80,000	48,300

基 本 計 画		
1 人 1 日 最大給水量 (ℓ)	1 日最大 給水量 (m ³)	
		水道事業運営の認定
364	9,100	室積方面配水本管布設（第1期）工事
364	9,100	新光学院給水管布設工事、室積方面配水本管布設（第2期）工事、上島田方面配水本管布設工事
1,170	45,040	旧海軍工廠が建設工事を施工中、終戦のため中断した水源地の集水管、集水井、接合池、送水管及び第2ポンプ所のポンプ井を復旧整備、又ポンプ施設、ポンプ所の新設、戦時中の空襲により損傷中の配水池を復旧、室積地区、西部地区等の配水管新設
1,103	48,000	集水埋渠布設工事、ポンプ室改造工事、取水ポンプ整備工事、着水井、急撹ブロック形成薬品沈殿池、急速ろ過池、浄水池、洗浄水槽、汚水池、管理本館の築造工事、ポンプ浄水機械薬品注入電気計装、場内連絡配水管、送水ポンプの設備工事、3号配水池改造工事、配水流量計設備工事、虹ヶ丘配水池築造工事、観音寺配水池築造工事、周防地区送水及び配水施設工事
1,103	48,000	当初急速ろ過池で申請、実施段階においてハーディング急速ろ過池に変更
1,000	65,000	天日乾燥用地を取得し天日乾燥床を新設、下林取水施設の新設、市内全域にわたる主要配水管の布設工事、未給水地域の小周防地区への配水管を布設し、給水区域の拡張
950	47,600	清山配水池築造工事、浄水場電気・計装・滅菌・機械設備更新事業、計画給水区域の変更による給水区域の拡張
926	46,500	紫外線処理施設の導入、給水区域の拡張、計画給水人口の変更
927	46,500	給水区域の拡張、計画給水人口の変更
859	41,500	給水区域の拡張、計画給水人口の変更

3 水道施設の概要

(1) 水道局庁舎

(ア) 鉄筋コンクリート造二階建塔屋付

敷地面積		4,808.52	m ²
床面積	一階	536.69	m ²
	二階	332.76	m ²
	塔屋	20.55	m ²
付 属 棟	車庫	90.00	m ²
	倉庫	89.10	m ²

(イ) 電気設備：受変電設備（6.6kV）：弱電設備：放送設備：自動火災報知設備

(2) 林浄水場

(ア) 集水管

第1集水管	有孔ヒュウム管	800 m ^m /m	L = 240 m	(旧軍)
第2集水管	有孔ヒュウム管	900 m ^m /m	L = 268 m	
第3集水管	有孔ヒュウム管	1100 m ^m /m	L = 145 m	

(イ) 取水ポンプ室

第1取水ポンプ室	鉄筋平屋建	床面積	90.27	m ²
第2取水ポンプ室	鉄筋コンクリート建	床面積	166.07	m ²
		地階	101.28	m ²
		一階	267.35	m ²
第3取水ポンプ室	コンクリート平屋建	延面積	44.08	m ²
		延面積		

(ウ) 取水ポンプ

第1取水ポンプ	水中斜流ポンプ（2台）			
	φ250	Q=9m ³ /min	H=9m	
	立型段数1段	22kW		
第2取水ポンプ	水中斜流ポンプ（2台） インバータ制御交互式			
	φ400	Q=20.0m ³ /min	H=12.6m	
	立型段数1段	75kW		
第3取水ポンプ	水中斜流ポンプ（2台）			
	φ150	Q=3.45m ³ /min	H=12m	
	立型段数1段	15kW		

(エ) 着水井

鉄筋コンクリート造（1池）16.2m×4.2m×4.7m

(オ) 急速攪拌池

鉄筋コンクリート造（1池）	3.5m×3.5m×5.2m	
	有効容量	57.6m ³
フラッシュミキサー（1台）	φ700プロペラ2連	101RPM

(カ) フロック形成池

鉄筋コンクリート造（2池）	7m×11m×3.8m	
	有効容量	523.6m ³
フロキュレーター（4台）		

(キ) 傾斜管沈殿池

鉄筋コンクリート造 (2 池) 11m×21.4m×4.2m

有効容量 1,840m³

角パイプ傾斜管 0.365m×1.3m×0.6m×30個 (ピッチ0.05m)

角パイプ傾斜管 0.365m×2.98m×0.6m×180個 (ピッチ0.05m)

(ク) 急速濾過池

鉄筋コンクリート造 (4 池) 3.66m×21.4m×1.5m

濾過面積 293m²120m/D

ハーディング12型×100セクション上屋1棟

(ケ) 薬品注入室

鉄筋コンクリート造 平屋建 床面積 108m²

(コ) 薬品注入設備

PAC注入設備 縦型シールレスポンプ 高効率インバータ制御方式

注入ポンプ 0.037～0.860ℓ/min×1台

苛性ソーダ注入設備 遠距離制御型ストローク長制御方式

前苛性ソーダ注入ポンプ 0.052～0.210ℓ/min×2台

後苛性ソーダ注入ポンプ 0.107～0.429ℓ/min×2台

(サ) 薬品貯蔵施設

PAC貯留タンク FRP製 10m³×2槽

苛性ソーダ貯留タンク SUS製 8m³×2槽

(シ) 滅菌設備

次亜注入設備 液中ピストンポンプ 比例インターバル方式

前次亜注入ポンプ 1.59～159mℓ/min×2台

中次亜注入ポンプ 1.59～159mℓ/min×2台

後次亜注入ポンプ 1.59～159mℓ/min×2台

次亜貯蔵槽 チタン製 5m³ 2槽

(ス) 汚水池

鉄筋コンクリート造 (1 池) 9.5m×9.5m×4.45m

汚水ポンプ φ150水中ブレードレスポンプQ=3.0m³/min
H=10m 11kW 2台

(セ) 汚泥ポンプ室

鉄筋コンクリート造 1 室 2.7m×6.3m×4.8m

汚泥ポンプ φ80×50渦巻ポンプQ=0.5m³/min
H=40m 11kW 3台

(ソ) 浄水池

鉄筋コンクリート造 (2 池) 15.6m×23.6m×3.45m

有効容量 2,300m³

(タ) 送水ポンプ室

鉄筋コンクリート造 平屋建 床面積320.25m²

(チ) 送水ポンプ

送水1号ポンプ φ350×250 渦巻ポンプ
Q=11.7m³/min H=85m 290kW 6,600V
三相誘導電動機直結 (1台)

(水量調節弁付)

送水2号ポンプ φ350×250 渦巻ポンプ
Q=11.7m³/min H=85m 290kW 6,600V
三相誘導電動機直結 (1台)

送水 3 号ポンプ	φ 350×250 渦巻ポンプ Q=11.7m ³ /min H=85m 290kW 6,600V 三相誘導電動機直結 (1 台)
送水 4 号ポンプ	φ 350×250 渦巻ポンプ Q=11.7m ³ /min H=85m 290kW 6,600V 三相誘導電動機直結 (1 台)
観音寺送水ポンプ	φ 125×125 水中 2 段タービン Q=2.08m ³ /min H=105m 55kW 2 台

(ツ) 変電設備

- ① 送水ポンプ動力源6,600V直結
- ② 300kVA 3 相440V× 2 台
- ③ 100kVA 3 相210V× 2 台
- ④ 50kVA単三210V-105V× 1 台

(テ) 直流電源設備

- ① 直流電源設備～電気機器操作用
密封鉛蓄電池 12V 22Ah 8 個 サイリスタ充電式整流器付
- ② 無停電電源装置 (UPS) ～中央システム停電用
密封鉛蓄電池 2V 150Ah 108個 サイリスタ充電式整流器付

(ト) 管理本館

鉄筋コンクリート造二階建					
延床面積	600m ²	一階	300m ²	二階	300m ²

(ナ) 新管理棟

鉄筋コンクリート造二階建					
延床面積	343.16m ²	一階	171.58m ²	二階	171.58m ²

(ニ) 第 2 電気室

鉄筋コンクリート造平屋建	
床面積	31.50m ²

(ヌ) 紫外線照射設備建屋

鉄筋コンクリート造地下一階建	
床面積	147.03m ²

(ネ) 紫外線照射装置 3 台

処理水量 18,000m³/日/台

(3) 配水池

(ア) 清山配水池

鉄筋コンクリート造 (3 池)	
43.5m×31.0m×4.0m (2 池)	
40.0m×29.0m×4.0m (1 池)	
容量	15,000m ³
ステンレス造 (2 池)	
D=31.0m H=8m (2 池)	
容量	12,000m ³

(イ) 観音寺配水池

PC造 (1 池)	
D=15.0m H=6.5m	
容量	1,100m ³

(ウ) 上ヶ原配水池

ステンレス造 (1 池)

5.0m×10.0m×4.5m (2 槽)

容量 400m³

(エ) 大和配水池

ステンレス造 (1 池)

8.0m×27.0m×4.0m (2 槽)

容量 1,500m³

(オ) 千坊台配水池

PC造 (1 池)

D=12.0m H=5.0m

容量 565m³

(カ) 伊保木 (低区) 配水池

鉄筋コンクリート造 (1 池)

3.0m×5.9m×2.0m (2 槽)

容量 70m³

(キ) 岩屋 (高区) 配水池

鉄筋コンクリート造 (1 池)

2.0m×5.0m×2.5m (2 槽)

容量 50m³

○光市の上水道施設概要図



4 水道事業量の推移

区 分 \ 年 度		28年度	29年度	30年度
人 口 ・ 戸 数	行 政 区 域 内 人 口 (A) (人)	52,073	51,602	51,081
	行 政 区 域 内 戸 数 (戸)	23,321	23,332	23,318
	給 水 区 域 内 人 口 (B) (人)	50,950	50,506	50,376
	給 水 区 域 内 戸 数 (戸)	22,766	22,782	22,989
	給 水 人 口 (C) (人)	48,938	48,488	48,126
	給 水 戸 数 (戸)	22,155	22,205	22,199
行 政 区 域 内 普 及 率 C/A (%)		94.0	94.0	94.2
給 水 区 域 内 普 及 率 C/B (%)		96.1	96.0	95.5
配 水 量	年 間 総 配 水 量 (D) (m ³)	9,391,611	9,208,402	9,513,466
	一 日 最 大 配 水 量 (m ³)	30,437	36,759	30,923
	一 日 平 均 配 水 量 (m ³)	25,730	25,228	26,064
年 間 有 収 水 量 (E) (m ³)		8,450,480	8,334,700	8,399,806
有 収 率 E/D (%)		90.0	90.5	88.3
料 金 徴 収 方 法	集 金 制 (%)	0.0	0.0	0.0
	口 座 振 替 (%)	87.1	87.9	88.5
	納 付 制 (%)	12.9	12.1	11.5
導 ・ 送 水 管 延 長 (m)		19,584	19,645	19,645
配 水 管 延 長 (m)		281,804	322,863	339,211
配 水 能 力 (m ³ /日)		48,000	48,000	48,000
消 火 栓 設 置 数 (個)		795	824	813
メ ー タ ー 設 置 数 (個)		23,631	23,784	23,919
給 水 原 価 (円)		114.6	115.8	116.2
供 給 単 価 (円)		122.5	122.7	122.7
財 務 状 況	総 収 益 (千円)	1,165,693	1,254,632	1,209,258
	水 道 料 金 (千円)	1,034,759	1,022,349	1,030,436
	総 費 用 (千円)	1,001,366	1,079,942	1,038,214
	純 利 益 (△ 純損失) (千円)	164,327	174,690	171,044
職 員 数 (人)		35	35	36

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
50,671	50,235	49,701	49,233	48,594
23,415	23,470	23,534	23,573	23,521
49,990	49,578	49,078	48,632	48,008
23,095	23,155	23,225	23,268	23,216
47,869	47,545	47,184	46,731	46,111
22,355	22,499	22,647	22,643	22,613
94.5	94.6	94.9	94.9	94.9
95.8	95.9	96.1	96.1	96.0
9,362,916	8,988,896	9,348,616	9,219,072	8,756,771
32,554	30,447	33,745	29,104	26,802
25,582	24,627	25,613	25,258	23,926
8,267,350	7,997,045	8,138,419	8,026,418	7,738,170
88.3	89.0	87.1	87.1	88.4
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
88.6	88.6	88.8	91.0	90.9
11.4	11.4	11.2	9.0	9.1
19,645	19,645	19,645	19,645	19,645
342,450	343,289	342,254	342,560	344,030
48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
831	827	830	832	830
24,047	24,164	24,120	24,198	24,273
114.9	116.4	115.9	120.1	114.9
122.9	123.2	123.2	123.4	124.0
1,200,641	1,199,337	1,219,130	1,196,021	1,166,386
1,015,888	985,225	1,002,401	990,808	959,559
1,017,214	999,132	1,010,172	1,029,031	953,646
183,427	200,205	208,958	166,990	212,740
36	34	36	35	35

※消費税等は含まない。

5 令和5年度事業概要

(1) 事業報告

イ 業務量

本年度末の給水戸数は22,613戸で、前年度と比較して30戸の減少、給水人口は46,111人で前年度と比較して620人の減少となりました。

また、年間総配水量は8,756,771m³で、前年度と比較して462,301m³の減少、年間総有収水量は7,738,170m³で前年度と比較して288,248m³の減少となり有収率は88.4%となりました。

ロ 建設改良事業

(イ) 配水管整備事業

管路の耐震化及び漏水防止対策として、老朽配水管の布設替工事等を施工しました。

(ロ) 浄水施設整備事業

浄水施設の更新工事として、林浄水場ハーディング急速ろ過池4号池ろ過砂更新工事等を施工しました。

(ハ) 送水管整備事業

清山送水管系統の耐震化対策として、清山送水管の布設替工事を行いました。

ハ 財政状況

収益的収支では、税抜きで事業収益1,166,386,535円に対し、事業費用953,646,364円で差引212,740,171円の純利益を計上しました。

資本的収支では、税抜きで資本的収入270,365,066円に対し、資本的支出819,586,792円で差引549,221,726円の不足額を生じましたが、これは過年度分損益勘定留保資金等で補填しました。

(2) 主な出来事

令和5年

5月 1日 令和5年度（令和4年度からの繰越分）生活基盤施設耐震化等補助金交付申請

7月 24日 令和5年度上水道事業起債協議（配水管整備事業費・送水管整備事業費）

10月 4日 令和4年度光市水道事業決算についての認定

10月 4日 令和4年度光市水道事業未処分利益余剰金の処分についての議決

令和6年

3月 21日 令和6年度光市水道事業会計予算の議決

3月 21日 光市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

3月 21日 光市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

3月 21日 光市水道給水条例及び光市水道事業及び簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

6 管路延長

(1) 導・送・配水管延長

(令和6年3月31日現在)
(単位：m)

年 度 \ 管 種	導 水 管	送 水 管	配 水 管	計
令 和 元 年 度	844	18,801	342,450	362,095
令 和 2 年 度	844	18,801	343,289	362,934
令 和 3 年 度	844	18,801	342,254	361,899
令 和 4 年 度	844	18,801	342,560	362,205
令 和 5 年 度	844	18,801	344,030	363,675

(2) 導水管口径別・管種別の延長

(令和6年3月31日現在)
(単位：m)

口径別延長

口径	延長
350mm	75
900mm	769
計	844

管種別延長

管種	延長
ダクタイル鋳鉄管	844
計	844

(3) 送水管口径別・管種別の延長

(令和6年3月31日現在)
(単位：m)

口径別延長

口径	延長
50mm	1,744
75mm	849
150mm	2,287
250mm	7,772
300mm	13
400mm	17
450mm	3,125
500mm	21
600mm	2,973
計	18,801

管種別延長

管種	延長
塩化ビニール管	446
ポリエチレン管	2,499
鋳鉄管	2,998
ダクタイル鋳鉄管	5,288
鋼管	7,570
計	18,801

(4) 配水管口径別・管種別の延長

(令和6年3月31日現在)
(単位：m)

口径別延長

口径	延長
40mm	11,325
50mm	70,649
65mm	122
75mm	87,568
100mm	61,508
150mm	54,141
200mm	30,281
250mm	6,698
300mm	2,535
350mm	11,403
400mm	2,770
450mm	1,414
500mm	3,143
600mm	408
700mm	65
計	344,030

管種別延長

管種	延長
塩化ビニール管	77,574
鋼管	2,011
铸铁管	8,603
ダクタイル铸铁管	132,852
ステンレス鋼管	122
ポリエチレン管	122,868
計	344,030

7 行政区域内人口の推移

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

年 度	人 口	年 度	人 口	年 度	人 口
昭和39年度	44, 002人	昭和59年度	50, 016人	平成16年度	55, 748人
昭和40年度	44, 648人	昭和60年度	49, 985人	平成17年度	55, 567人
昭和41年度	44, 217人	昭和61年度	49, 735人	平成18年度	55, 360人
昭和42年度	45, 170人	昭和62年度	49, 637人	平成19年度	55, 107人
昭和43年度	44, 215人	昭和63年度	49, 313人	平成20年度	54, 911人
昭和44年度	45, 323人	平成元年度	49, 078人	平成21年度	54, 641人
昭和45年度	46, 466人	平成2年度	48, 564人	平成22年度	54, 287人
昭和46年度	47, 953人	平成3年度	48, 418人	平成23年度	53, 946人
昭和47年度	48, 638人	平成4年度	48, 184人	平成24年度	53, 525人
昭和48年度	49, 173人	平成5年度	48, 171人	平成25年度	53, 326人
昭和49年度	49, 415人	平成6年度	48, 045人	平成26年度	52, 856人
昭和50年度	49, 476人	平成7年度	48, 086人	平成27年度	52, 417人
昭和51年度	49, 477人	平成8年度	48, 050人	平成28年度	52, 073人
昭和52年度	49, 515人	平成9年度	48, 184人	平成29年度	51, 602人
昭和53年度	49, 454人	平成10年度	48, 105人	平成30年度	51, 081人
昭和54年度	49, 474人	平成11年度	47, 870人	令和元年度	50, 671人
昭和55年度	49, 775人	平成12年度	47, 826人	令和 2 年度	50, 235人
昭和56年度	49, 960人	平成13年度	47, 784人	令和 3 年度	49, 701人
昭和57年度	50, 186人	平成14年度	47, 838人	令和 4 年度	49, 233人
昭和58年度	50, 262人	平成15年度	47, 778人	令和 5 年度	48, 594人

配 水 統 計

- 1 取水量・配水量
- 2 電力及び薬品使用状況（林浄水場）
- 3 水質検査成績

配 水 統 計

1 取水量・配水量

(単位：m³)

年 度 項 目	取 水 量	配 水 量				有 収 水 量
		年間総配水量	一日平均配水量	一日最大配水量	一日最小配水量	
平成28年度	9,872,508	9,391,611	25,730	30,437	22,147	8,450,480
平成29年度	9,609,994	9,208,402	25,228	36,759	21,659	8,334,700
平成30年度	9,750,250	9,513,466	26,064	30,923	22,983	8,399,806
令和元年度	9,549,858	9,362,916	25,582	32,554	22,466	8,267,350
令和2年度	9,078,389	8,988,896	24,627	30,447	20,701	7,997,045
令和3年度	9,425,341	9,348,616	25,613	33,745	22,390	8,138,419
令和4年度	9,631,716	9,219,072	25,258	29,104	20,287	8,026,418
令和5年度	9,125,861	8,756,771	23,926	26,802	21,141	7,738,170
令和5年4月	746,201	713,452	23,782	25,025	22,008	683,421
令和5年5月	764,281	731,113	23,584	25,450	21,488	595,967
令和5年6月	761,835	728,593	24,286	25,527	22,087	688,201
令和5年7月	781,703	752,706	24,281	25,585	21,824	580,862
令和5年8月	793,900	764,266	24,654	26,012	23,226	711,448
令和5年9月	743,851	716,899	23,897	24,954	22,601	602,762
令和5年10月	778,267	750,114	24,197	25,132	21,622	686,252
令和5年11月	759,737	730,087	24,336	26,075	22,654	623,314
令和5年12月	782,420	751,749	24,250	26,802	22,630	689,550
令和6年1月	767,592	734,823	23,704	25,079	21,141	606,836
令和6年2月	706,901	673,188	23,213	24,455	21,218	689,703
令和6年3月	739,173	709,781	22,896	24,275	21,168	579,854

2 電力及び薬品使用状況（林浄水場）

年 度 \ 項 目	電力使用量 (kW)	電力使用料金 (円)	塩素使用料 (k g) 次亜塩素酸ナトリウム (平成19年度から)	塩素使用料金 (円)
平成27年度	3,188,207	52,422,140	7,929.1	2,163,240
平成28年度	3,389,724	51,265,448	8,499.9	2,534,700
平成29年度	3,559,908	59,307,634	8,658.1	2,065,560
平成30年度	3,634,476	65,517,356	9,754.4	2,062,840
令和元年度	3,693,842	64,983,212	10,425.2	2,723,700
令和2年度	3,521,716	56,282,306	9,813.3	2,698,658
令和3年度	3,585,270	64,443,829	9,886.6	2,718,801
令和4年度	3,657,252	107,156,255	10,275.9	3,108,451
令和5年度	3,510,211	91,413,968	9,101.4	3,587,484
令和5年4月	283,038	9,424,588	744.2	293,323
令和5年5月	292,085	8,700,766	854.8	336,945
令和5年6月	289,584	8,203,536	960.2	378,479
令和5年7月	301,303	8,106,548	911.6	359,330
令和5年8月	307,552	7,748,899	890.0	350,824
令和5年9月	288,401	6,895,859	788.0	310,607
令和5年10月	298,280	7,231,813	635.6	250,528
令和5年11月	290,274	7,046,035	598.1	235,767
令和5年12月	300,371	7,241,629	677.8	267,150
令和6年1月	295,877	7,093,412	632.0	249,102
令和6年2月	275,597	6,742,875	669.7	263,969
令和6年3月	287,849	6,978,008	739.4	291,459
月平均	292,518	7,617,831	758.5	298,957
日平均	9,591	249,765	24.9	9,829
1 m ³ あたり	0.35	9.032	0.0009	0.38

※消費税等を含む。

3 水質検査成績

平均値（令和5年度）

検 査 項 目	水 質 基 準	浄			
		林 浄 水 場 浄 水 池	五 軒 屋	室 積 八 丁 目	虹 ケ 浜 三 丁 目
気 温 (°C)					
水 温 (°C)		17.0	18.4	19.4	19.4
一般細菌 (1ml中)	100以下	0	0	0	0
大腸菌 (100ml中)	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005以下	<0.00005	—	<0.00005	—
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01以下	<0.001	—	0.001	—
ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物 (mg/L)	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10以下	0.43	0.44	0.44	0.44
フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8以下	0.16	0.16	0.16	0.16
ホウ素およびその化合物 (mg/L)	1.0以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トリクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
塩素酸 (mg/L)	0.6以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
クロロ酢酸 (mg/L)	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
クロロホルム (mg/L)	0.06以下	0.002	0.007	0.008	0.007
ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1以下	<0.001	0.002	0.002	0.002
臭素酸 (mg/L)	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総トリハロメタン (mg/L)	0.1以下	0.005	0.013	0.014	0.013
トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03以下	<0.002	0.004	0.003	0.003
ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03以下	0.002	0.005	0.005	0.005
ブロモホルム (mg/L)	0.09以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1.0以下	<0.005	0.012	<0.005	0.021
アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2以下	0.01	<0.01	<0.01	<0.01
鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3以下	<0.01	0.02	<0.01	<0.01
銅及びその化合物 (mg/L)	1.0以下	<0.005	0.023	0.011	0.009
ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200以下	8.1	9.5	9.5	9.5
マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05以下	<0.001	0.002	<0.001	<0.001
塩化物イオン (mg/L)	200以下	6.2	6.4	6.3	6.3
カルシウム、マグネシウム等(硬度) (mg/L)	300以下	34.1	38.6	39.0	39.3
蒸発残留物 (mg/L)	500以下	91	—	89	—
陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02以下	<0.02	—	<0.02	—
ジェオスミン (mg/L)	0.00001以下	<0.000001	—	<0.000001	—
2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001以下	<0.000001	—	<0.000001	—
非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02以下	<0.002	—	<0.002	—
フェノール類 (mg/L)	0.005以下	<0.0005	—	<0.0005	—
有機物 (TOCの量) (mg/L)	3以下	0.4	0.4	0.4	0.4
pH値	5.8～8.6	7.1	7.1	7.2	7.2
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度（みかけの色度） (度)	5以下	<0.5	0.6	<0.5	<0.5
濁 度 (度)	2以下	<0.1	0.2	<0.1	<0.1
アンモニア態窒素 (mg/L)	—	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
カリウム (mg/L)	—	1.4	1.4	1.4	1.5
マグネシウム (mg/L)	—	1.5	1.6	1.6	1.6
カルシウム (mg/L)	—	11.3	12.8	13.0	13.1
硫酸イオン (mg/L)	—	7.3	7.3	7.2	7.3
電気伝導率 (μS/cm)	—	114	114	115	115
ウェルシュ菌芽胞	—	—	—	—	—
臭気強度 (度)	—	—	—	—	—
残留塩素 (mg/L)	—	0.50	0.17	0.28	0.27

岩狩 一丁目	水					原 水		
	小周防	千 坊 台 一 丁 目	上 ケ 原 (虹ヶ丘六丁目)	東伊保木	大 和 (塩 田)	第一取水 (伏流水)	第二取水 (伏流水)	第三取水 (伏流水)
17.8	17.5	19.5	19.0	17.7	16.9	17.0	16.9	16.6
0	0	0	0	0	0	8	17	16
陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	—	—	—
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
—	<0.00005	—	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
—	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.40	0.45	0.30
0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.18	0.17
<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.12	<0.06	—	—	—
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—
0.007	0.006	0.008	0.007	0.008	0.007	—	—	—
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	—	—	—
0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	—	—	—
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—
0.013	0.012	0.014	0.014	0.016	0.014	—	—	—
0.004	0.003	0.004	0.003	0.004	0.004	—	—	—
0.005	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	—	—	—
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—
<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	—	—	—
<0.005	0.010	0.015	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	0.007	0.007
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.15	<0.01	<0.01
0.008	0.013	0.017	0.006	<0.005	0.025	0.017	0.007	<0.005
9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	7.6	7.5
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.032	0.005	0.015
6.3	6.3	6.3	6.4	6.4	6.4	7.7	5.1	5.1
39.2	39.0	38.8	38.6	38.8	38.7	37.9	33.4	33.3
—	87	—	87	88	86	84	84	86
—	<0.02	—	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
—	<0.000001	—	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
—	<0.000001	—	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
—	<0.002	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6
7.1	7.2	7.3	7.2	7.3	7.2	6.8	7.1	7.1
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—
異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	—	—	—
<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.7	1.4	1.2
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
1.4	1.	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4
1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.4	1.4
12.9	13.0	12.9	12.8	12.9	12.7	12.4	11.1	11.0
7.7	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	8.1	7.1	7.0
128	115	114	114	116	114	125	107	107
—	—	—	—	—	—	0	0	0
—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.41	0.31	0.32	0.30	0.36	0.28	—	—	—

業 務 統 計

- 1 水道料金調定状況
- 2 用途別業務統計
- 3 量水器管理状況

業 務 統 計

1 水道料金調定状況

年 度 \ 項 目	調 定 件 数 （ 件 ）	水 道 料 金 調 定 額 （ 円 ）	給 水 戸 数 （ 戸 ）
平成26年度	133, 548	1, 112, 963, 830	21, 748
平成27年度	134, 317	1, 118, 033, 940	21, 944
平成28年度	135, 117	1, 117, 539, 850	22, 155
平成29年度	135, 203	1, 104, 136, 910	22, 205
平成30年度	135, 342	1, 112, 771, 950	22, 199
令和元年度	135, 982	1, 104, 633, 770	22, 355
令和 2 年度	136, 870	1, 083, 747, 930	22, 499
令和 3 年度	137, 927	1, 102, 641, 260	22, 647
令和 4 年度	138, 417	1, 089, 888, 900	22, 643
令和 5 年度	138, 210	1, 055, 514, 870	22, 613
令和 5 年 4 月	12, 487	92, 688, 450	—
令和 5 年 5 月	10, 626	81, 969, 050	—
令和 5 年 6 月	12, 433	93, 243, 260	—
令和 5 年 7 月	10, 590	80, 209, 940	—
令和 5 年 8 月	12, 437	96, 075, 350	—
令和 5 年 9 月	10, 613	82, 756, 570	—
令和 5 年10月	12, 446	92, 966, 130	—
令和 5 年11月	10, 582	85, 260, 240	—
令和 5 年12月	12, 441	93, 434, 180	—
令和 6 年 1 月	10, 517	83, 272, 420	—
令和 6 年 2 月	12, 384	93, 490, 660	—
令和 6 年 3 月	10, 654	80, 148, 620	—

※消費税等を含む。

2 用途別業務統計

年 度 用 途			令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
一 般 用 水	家 事 用	件数 (件)	129,606	129,971	129,619
		水量 (㎥)	3,831,721	3,934,794	3,997,564
		料金 (円)	466,633,410	478,316,900	485,464,880
	営 業 用	件数 (件)	6,648	6,404	6,228
		水量 (㎥)	562,210	545,601	542,828
		料金 (円)	85,737,930	83,108,080	82,439,810
	公 共 用	件数 (件)	1,194	1,248	1,247
		水量 (㎥)	217,922	228,552	204,088
		料金 (円)	37,780,550	39,170,680	36,065,930
	工 場 用	件数 (件)	169	174	174
		水量 (㎥)	3,123,694	3,314,383	3,391,568
		料金 (円)	464,045,930	487,781,540	497,375,650
公 衆 浴 場 用		件数 (件)	0	0	0
		水量 (㎥)	0	0	0
		料金 (円)	0	0	0
臨 時 用 水	一 般 用	件数 (件)	593	620	659
		水量 (㎥)	2,623	3,088	2,371
		料金 (円)	1,317,050	1,511,700	1,294,990
	特 別 用	件数 (件)	0	0	0
		水量 (㎥)	0	0	0
		料金 (円)	0	0	0
計		件数 (件)	138,210	138,417	137,927
		水量 (㎥)	7,738,170	8,026,418	8,138,419
		料金 (円)	1,055,514,870	1,089,888,900	1,102,641,260

※消費税等は含まない。

3 量水器管理状況

(単位：個)

年 度	項 目	設置数	保管数	取 付 数			取 外 数			除 却 数
				新 設	事 故 取 替	検満取替	撤 去	事 故 取 替	検満取替	
平成29年度		23,784	837	290	0	2,621	173	0	2,621	267
平成30年度		23,919	800	357	0	2,855	183	0	2,855	231
令和元年度		24,047	1,143	334	0	3,227	210	0	3,227	206
令和2年度		24,164	1,083	398	0	3,199	254	0	3,199	281
令和3年度		24,120	647	340	0	3,205	382	0	3,205	384
令和4年度		24,198	858	361	0	3,099	283	0	3,099	283
令和5年度		24,273	805	307	0	2,818	238	0	2,818	235
	13mm	13,414	326	130	0	1,553	188	0	1,553	183
	20mm	10,184	445	169	0	1,246	45	0	1,246	44
	25mm	400	5	6	0	0	3	0	0	3
	40mm	158	19	0	0	9	1	0	9	1
	50mm	78	7	1	0	7	0	0	7	0
	75mm	23	2	1	0	2	1	0	2	3
	100mm	12	1	0	0	1	0	0	1	1
	150mm	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	200mm	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	300mm	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	350mm	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	400mm	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	450mm	0	0	0	0	0	0	0	0	0

財 務 状 況

- 1 業務及び経営分析
- 2 財務分析
- 3 水道料金原価分析
- 4 決算状況
- 5 水道料金の推移

財 務 状 況

1 業務及び経営分析

項目 \ 区分	算 式	比 率			
		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
負 荷 率 (%)	$\frac{1 \text{ 日 平 均 配 水 量}}{1 \text{ 日 最 大 配 水 量}} \times 100$	89.3	86.8	75.9	80.9
施 設 利 用 率 (%)	$\frac{1 \text{ 日 平 均 配 水 量}}{1 \text{ 日 配 水 能 力}} \times 100$	49.8	52.6	53.4	51.3
最 大 稼 働 率 (%)	$\frac{1 \text{ 日 最 大 配 水 量}}{1 \text{ 日 配 水 能 力}} \times 100$	55.8	60.6	70.3	63.4
配水管使用効率	$\frac{\text{年 間 総 配 水 量}}{\text{導 送 配 水 管 延 長}}$	24.1	25.5	25.8	24.8
固定資産使用効率 (m ³ /万円)	$\frac{\text{年 間 総 配 水 量}}{\text{有 形 固 定 資 産}}$	9.0	9.6	9.7	9.3
供 給 単 価 (円/m ³)	$\frac{\text{給 水 収 益}}{\text{年 間 総 有 収 水 量}}$	124.0	123.4	123.2	123.2
給 水 原 価 (円/m ³)	$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費} - \text{長期前受金戻入})}{\text{年 間 総 有 収 水 量}}$	114.9	120.1	115.9	116.4
職員1人あたり 給水人口 (人)	$\frac{\text{現 在 給 水 人 口}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員 数}}$	1,356	1,298	1,311	1,358
職員1人あたり 給水量 (m ³)	$\frac{\text{年 間 総 有 収 水 量}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員 数}}$	227,593	222,956	226,067	228,487
職員1人あたり 総収益 (千円)	$\frac{\text{総 収 益}}{\text{損 益 勘 定 所 属 職 員 数}}$	34,305	33,223	33,865	34,267
有 収 率 (%)	$\frac{\text{年 間 総 有 収 水 量}}{\text{年 間 総 配 水 量}} \times 100$	88.4	87.1	87.1	89.0
給水収益に対する 職員給与費の割合 (%)	$\frac{\text{職 員 給 与 費}}{\text{給 水 収 益}} \times 100$	30.7	29.8	29.5	30.2

2 財務分析

項目	区分	算 式	比 率			
			令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
固定資産構成比率 (%)		$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$	84.0	83.4	83.5	84.6
固定負債構成比率 (%)		$\frac{\text{固 定 負 債}}{\text{負 債 資 本 合 計}} \times 100$	42.4	49.3	45.0	46.3
自己資本構成比率 (%)		$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{負 債 資 本 合 計}} \times 100$	53.3	51.7	50.3	49.0
固定資産対 長期資本比率 (%)		$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{資 本 金} + \text{剰 余 金} + \text{固 定 負 債} + \text{繰 延 収 益}} \times 100$	87.8	87.3	87.6	88.8
固 定 比 率 (%)		$\frac{\text{固 定 資 産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$	157.6	161.5	165.9	172.8
流 動 比 率 (%)		$\frac{\text{流 動 資 産}}{\text{流 動 負 債}} \times 100$	372.2	373.8	352.9	324.7
当 座 比 率 (%)		$\frac{\text{現金預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流 動 負 債}} \times 100$	369.5	370.8	348.3	322.4
現 金 比 率 (%)		$\frac{\text{現 金 預 金}}{\text{流 動 負 債}} \times 100$	327.5	331.1	307.8	281.2
自己資本回転率 (回)		$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}}{2}}$	0.18	0.19	0.20	0.20
固定資産回転率 (回)		$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}}{2}}$	0.11	0.12	0.12	0.11
減 価 償 却 率 (%)		$\frac{\text{当 年 度 減 価 償 却 費}}{\text{期末償却資産} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$	3.68	4.31	4.28	4.26
流動資産回転率 (回)		$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}}{2}}$	0.58	0.58	0.62	0.67

項目	区分	算式	比率			
			令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
未収金回転率 (回)		$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\frac{\text{期首未収金} + \text{期末未収金}}{2}}$	5.3	5.3	5.1	5.6
総資本利益率 (%)		$\frac{\text{当年度経常損益}}{\frac{\text{期首総資本} + \text{期末総資本}}{2}} \times 100$	1.8	1.4	1.8	1.8
経常収支比率 (%)		$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	122.3	116.2	120.7	120.0
営業収支比率 (%)		$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$	124.5	117.8	122.9	122.8
利子負担率 (%)		$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{建設改良費等の財源に充てるための企業債・長期借入金} + \text{その他の企業債・長期借入金} + \text{再建債} + \text{リース債務} + \text{一時借入金}} \times 100$	1.6	1.6	1.7	1.8
企業債償還元金対減価償却費比率 (%)		$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$	120.2	94.2	88.3	84.7
企業債償還元金対料金収入比率 (%)		$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100$	35.4	33.3	31.1	30.6
企業債償還利息対料金収入比率 (%)		$\frac{\text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100$	8.2	8.3	8.7	9.4
企業債元利償還金対料金収入比率 (%)		$\frac{\text{建設改良のための企業債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$	43.6	41.6	39.8	40.0
職員一人あたり有形固定資産 (千円)		$\frac{\text{期末有形固定資産}}{\text{損益勘定所属職員数} + \text{資本勘定所属職員数}}$	250,569	240,501	240,323	248,009
資本費 (円)		$\frac{\text{企業債利息} + \text{減価償却費} + \text{受水費中資本費} - \text{長期前受金戻入}}{\text{有収水量}}$	46.6	54.0	54.1	56.1
不良債務比率 (%)		$\frac{\text{不良債務}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	-	-	-	-

3 水道料金原価分析

項 目 \ 年 度	令和 5 年度	令和 4 年度
有 収 水 量 (A) (m ³)	7,738,170	8,026,418
水 道 事 業 費 用 (円)	953,646,364	1,029,030,532
人 件 費 (円)	294,157,566	295,736,815
一 般 管 理 費 (円)	99,383,693	90,784,538
維 持 修 繕 費 (円)	25,757,680	25,126,251
動 力 費 (円)	95,283,999	110,612,360
薬 品 費 (円)	5,541,300	3,014,650
減 価 償 却 費 (円)	347,072,295	415,488,871
支 払 利 息 (円)	78,260,573	82,346,195
そ の 他 (円)	8,189,258	5,920,852
受託工事費等の附帯事業費用 (円)	0	0
m ³ あたり給水原価 (円)	114.9	120.1
給 水 収 益 (B) (円)	959,558,967	990,808,080
m ³ あたり供給単価 (B) ÷ (A) (円)	124.0	123.4

※消費税等は含まない。

4 決算状況

(1) 収益的収入及び支出

科 目	年 区 度 分	令和 5 年度		令和 4 年度	
		金 額 (円)	比率 (%)	金 額 (円)	比率 (%)
水 道 事 業 収 益		1,166,386,535	100.0	1,196,020,685	100.0
営 業 収 益		1,086,029,639	93.1	1,113,782,896	93.1
給 水 収 益		959,558,967	82.3	990,808,080	82.8
受 託 工 事 収 益		0	0.0	0	0.0
そ の 他 営 業 収 益		126,470,672	10.8	122,974,816	10.3
営 業 外 収 益		80,356,896	6.9	82,237,789	6.9
受 取 利 息 及 び 配 当 金		136,979	0.0	126,677	0.0
他 会 計 繰 入 金		3,643,439	0.4	3,970,634	0.3
雑 収 益		12,167,815	1.0	13,142,873	1.1
長 期 前 受 金 戻 入		64,408,663	5.5	64,997,605	5.4
特 別 利 益		0	0.0	0	0.0
過 年 度 損 益 修 正 益		0	0.0	0	0.0
そ の 他 特 別 利 益		0	0.0	0	0.0
水 道 事 業 費 用		953,646,364	100.0	1,029,030,532	100.0
営 業 費 用		872,473,425	91.5	945,293,463	91.9
原 水 及 び 浄 水 費		230,223,066	24.1	242,275,423	23.5
配 水 及 び 給 水 費		67,051,965	7.1	68,587,234	6.7
受 託 工 事 費		0	0.0	0	0.0
業 務 費		93,390,158	9.8	94,003,991	9.2
総 係 費		130,894,729	13.7	121,667,965	11.8
減 価 償 却 費		347,072,295	36.4	415,488,871	40.4
資 産 減 耗 費		3,836,548	0.4	3,268,711	0.3
そ の 他 営 業 費 用		4,664	0.0	1,268	0.0
営 業 外 費 用		81,172,939	8.5	83,737,069	8.1
支 払 利 息		78,260,573	8.2	82,346,195	8.0
雑 支 出		2,912,366	0.3	1,390,874	0.1
特 別 損 失		0	0.0	0	0.0
過 年 度 損 益 修 正 損		0	0.0	0	0.0
そ の 他 特 別 損 失		0	0.0	0	0.0
純 利 益 (△ 純 損 失)		212,740,171		166,990,153	

※消費税等は含まない。

(2) 資本的収入及び支出

科 目		年 区 度 分	令和 5 年度		令和 4 年度	
			金 額 （ 円 ）	比率（％）	金 額 （ 円 ）	比率（％）
資 本 の 収 入 （ A ）			274,680,824	100.0	259,132,097	100.0
企 業 債			200,000,000	72.8	200,000,000	77.2
他 会 計 負 担 金			5,398,140	2.0	3,578,850	1.4
工 事 負 担 金			6,195,372	2.2	446,919	0.1
出 資 金			27,169,312	9.9	16,995,328	6.6
補 助 金			35,918,000	13.1	38,111,000	14.7
固 定 資 産 売 却 代 金			0	0.0	0	0.0
資 本 の 支 出 （ B ）			863,115,402	100.0	331,861,499	100.0
建 設 改 良 費			523,409,080	60.6	457,764	55.3
企 業 債 償 還 金			339,706,322	39.4	329,991,574	44.7
補 助 金 返 還 金			0	0.0	1,412,161	0.0
(B)－(A) 不足する額			588,434,578		72,729,402	
補 て ん 財 源	過年度分 損益勘定留保資金		340,263,854		295,320,087	
	当年度分 損益勘定留保資金					
	減債積立金		208,957,872		200,204,912	
	建設改良積立金					
	過年度分消費税 資本の収支調整額					
	当年度分消費税 資本の収支調整額		39,212,852		34,511,180	

※消費税等を含む。

(3) 貸借対照表

イ. 資産の部

科 目 年 区 度 分	令和 5 年度		令和 4 年度	
	金 額 (円)	比率 (%)	金 額 (円)	比率 (%)
固 定 資 産	9,787,081,687	84.0	9,634,678,976	83.4
有 形 固 定 資 産	9,772,204,277	83.9	9,620,054,241	83.3
土 地	125,839,909	1.1	125,839,909	1.1
建 物	363,868,827	3.1	358,945,323	3.1
構 築 物	8,368,800,610	71.9	8,479,184,503	73.4
機 械 及 び 装 置	334,033,662	2.9	366,925,814	3.1
車 両 及 び 運 搬 具	5,259,542	0.0	6,575,549	0.1
工 具 器 具 及 び 備 品	9,355,029	0.1	7,510,389	0.1
建 設 仮 勘 定	565,046,698	4.8	275,072,754	2.4
無 形 固 定 資 産	14,877,410	0.1	14,624,735	0.1
電 話 加 入 権	743,600	0.0	743,600	0.0
水 質 検 査 施 設 利 用 権	14,133,810	0.1	13,881,135	0.1
流 動 資 産	1,857,284,896	16.0	1,912,698,533	16.6
現 金 預 金	1,634,107,208	14.0	1,694,238,794	14.7
未 収 金	209,821,452	1.8	203,708,882	1.8
貸 倒 引 当 金	△ 124,250	0.0	△ 318,270	0.0
貯 蔵 品	13,480,486	0.1	15,069,127	0.1
前 払 金	0	0.0	0	0.0
保 管 有 価 証 券	0	0.0	0	0.0
資 産 合 計	11,644,366,583	100.0	11,547,377,509	100.0

(注1) 消費税等は含まない。

(注2) 比率は四捨五入によっているので、端数において計が一致しない場合がある。

ロ. 負債の部

科 目 年 区 度 分	令和5年度		令和4年度	
	金 額 (円)	比率 (%)	金 額 (円)	比率 (%)
固 定 負 債	4,937,102,946	72.2	5,069,458,692	72.6
企 業 債	4,543,393,518	66.4	4,688,329,463	67.1
引 当 金	393,709,428	5.8	381,129,229	5.5
退職給付引当金	240,050,852	3.5	227,470,653	3.3
修繕引当金	153,658,576	2.2	153,658,576	2.2
流 動 負 債	498,998,905	7.3	511,750,049	7.3
企 業 債	344,935,945	5.0	339,706,322	4.9
未 払 金	42,230,079	0.6	36,245,627	0.5
引 当 金	33,308,058	0.5	25,365,042	0.4
預 り 金	78,524,823	1.1	110,433,058	1.6
預り有価証券	0	0.0	0	0.0
繰 延 収 益	1,406,560,335	20.6	1,404,373,854	20.1
長期前受金	1,406,560,335	20.6	1,404,373,854	20.1
一般会計負担金	220,542,588		216,336,177	
収益化累計額	△ 60,382,628		△ 54,661,189	
工事負担金	640,347,839		634,794,433	
収益化累計額	△ 171,615,597		△ 150,278,396	
補助金	475,704,329		443,712,669	
収益化累計額	△ 121,943,484		△ 112,470,046	
受贈財産評価額	630,164,723		609,509,676	
収益化累計額	△ 206,476,290		△ 182,789,809	
寄付金	218,855		220,339	
収益化累計額	0		0	
負 債 合 計	6,842,662,186	100.0	6,985,582,595	100.0

(注1) 消費税等は含まない。

(注2) 比率は四捨五入によっているので、端数において計が一致しない場合がある。

ハ. 資本の部

科 目	年 区 度 分	令和 5 年度		令和 4 年度	
		金 額 (円)	比率 (%)	金 額 (円)	比率 (%)
資 本 金		4,186,822,561	87.2	3,959,448,337	86.8
資 本 金		4,186,822,561	87.2	3,959,448,337	86.8
固 有 資 本 金		60,816,066	1.3	60,816,066	1.3
繰 入 資 本 金		1,203,091,682	25.1	1,175,922,370	25.8
組 入 資 本 金		2,489,926,142	51.9	2,289,721,230	50.2
引 継 資 本 金		432,988,671	9.0	432,988,671	9.5
剰 余 金		614,881,836	12.8	602,346,577	13.2
資 本 剰 余 金		26,193,640	0.5	26,193,640	0.6
一 般 会 計 負 担 金		12,858,664	0.3	12,858,664	0.3
工 事 負 担 金		568,812	0.0	568,812	0.0
補 助 金		182,765	0.0	182,765	0.0
受 贈 財 産 評 価 額		10,342,607	0.2	10,342,607	0.2
寄 付 金		2,240,792	0.0	2,240,792	0.1
利 益 剰 余 金		588,688,196	12.3	576,152,937	12.6
減 債 積 立 金		166,990,153	3.5	208,957,872	4.6
建 設 改 良 積 立 金		0	0.0	0	0.0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		421,698,043	8.8	367,195,065	8.0
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額		208,957,872	4.4	200,204,912	4.4
繰 越 利 益 剰 余 金 年 度 末 残 高		0	0.0	0	0.0
当 年 度 純 利 益		212,740,171	4.4	166,990,153	3.6
資 本 合 計		4,801,704,397	100.0	4,561,794,914	100.0
資 本 ・ 負 債 合 計		11,644,366,583	100.0	11,547,377,509	100.0

(注1) 消費税等は含まない。

(注2) 比率は四捨五入によっているので、端数において計が一致しない場合がある。

5 水道料金の推移

(1) 昭和20年12月

(計量給水料)

給水種別 \ 水量及び料金	1 か月定限水量	1 か月基本料金	超 過 水 量	摘 要
公 設 専 用 栓	8 m ³	4.0 円	0.35 円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
公 設 聯 合 専 用 栓	8 m ³	4.0 円	0.35 円	
公 設 共 用 栓	5 m ³	2.5 円	0.30 円	
私 設 専 用 栓	8 m ³	3.6 円	0.30 円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
私 設 聯 合 専 用 栓	8 m ³	3.6 円	0.30 円	
私 設 共 用 栓	5 m ³	2.0 円	0.28 円	
営 業 用 水	10 m ³	5.0 円	0.30 円	
特 別 用 水			0.60 円	
船 舶 用 水			0.35 円	
工 場 用 水			0.35 円	500m ³ まで1m ³ につき
			0.35 円	501～2,000m ³ まで1m ³ につき
			0.30 円	2,001～5,000m ³ まで1m ³ につき
			0.28 円	5,001m ³ 以上1m ³ につき

(放任給水料)

給水種別 \ 料 金	1 か月料金	摘 要
公 設 専 用 栓	6.0 円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
公 設 聯 合 専 用 栓	6.0 円	
公 設 共 用 栓	5.4 円	
私 設 専 用 栓	5.4 円	同一家屋内の支栓は1か所に付き1円とする。
私 設 聯 合 専 用 栓	5.4 円	
私 設 共 用 栓	4.8 円	
営 業 用 水	0.4 円	1 m ³ につき
水 洗 便 所	2.0 円	市長の認定により水量を決定する 大小便各1か所 自動洗滌装置は除く

(量水器使用料)

口 径	使 用 料	
13 mm	1 か月	0.50 円
20 mm	1 か月	0.75 円
25 mm	1 か月	1.25 円
50 mm	1 か月	3.75 円

口 径	使 用 料	
75 mm	1 か月	5.00 円
100 mm	1 か月	7.50 円
150 mm	1 か月	12.50 円
150mmを超えるもの	1 か月	17.50 円

(2) 昭和22年 2 月

(計量給水料)

給水種別	水量及び料金	1 か月定限水量	1 か月基本料金	1 m ³ に対する 超過料金	摘 要
家事専用栓		8 m ³	28 円	1.7 円	
家事共用栓		7 m ³	25 円	1.7 円	
営業用水		15 m ³	35 円	2.0 円	
特別用水				4.0 円	1 m ³ に対する基本料金
船舶用水				2.0 円	1 m ³ に対する基本料金
湯屋用水		60 m ³	100 円	2.0 円	
工事その他臨時用水				2.0 円	
学校病院用水		100 m ³	160 円	1.5 円	
工場用水	500m ³ 未満			2.5 円	
	500～4,999m ³			2.3 円	
	5,000m ³ 以上			2.0 円	

(放任給水料)

給水種別	料 金	1 か 月 料 金	摘 要
家事専用栓		30.0 円	(基本人数5名) 1 栓及び1 名増す毎に4 円を増徴する。
家事共用栓		20.0 円	(基本人数5名) 1 名増す毎に4 円を増徴する。
湯屋用水		2.0 円	1 m ³ に対する単価に対して使用水量は市長が認定する。
学校病院用水		1.5 円	
営業用水		2.0 円	
工場用水			市長の認定により使用水量を決定し計量給水料に順じ料金を徴収する。
水洗便所		4.0 円	1 組につき (大・小便)
自動車・牛・馬		40.0 円	1 台又は1 頭につき

(量水器使用料)

口 径	使 用 料	
13 mm	1 か月	5 円
20 mm	1 か月	7 円
25 mm	1 か月	10 円
40 mm	1 か月	40 円
50 mm	1 か月	50 円

口 径	使 用 料	
75 mm	1 か月	80 円
100 mm	1 か月	110 円
150 mm	1 か月	170 円
200 mm	1 か月	250 円
250 mm	1 か月	300 円

(3) 昭和28年 7 月

(計量給水料)

給水種別 \ 水量及び料金		1 か月定限給水量	定限量内の 1 か月料金	定限超過又は定限量を定めないもの 1 m ³ 当料金	摘 要
家事専用栓		10 m ³	100 円	10.0 円	
家事共用栓		8 m ³	80 円	10.0 円	
営業用水		20 m ³	200 円	10.0 円	
特別用水				20.0 円	
船舶用水				20.0 円	
湯屋用水		100 m ³	900 円	8.5 円	
工事その他臨時用水				20.0 円	
官公庁・学校・病院用水		100 m ³	1,000 円	9.0 円	
工場用水	1,000m ³ 以下			10.0 円	25,000m ³ を超える場合は市長の認定する料金を適用する。
	1,001～1,500m ³			9.0 円	
	1,501～25,000m ³			8.0 円	

(放任給水料)

給水種別 \ 料 金	1 か月料金	摘 要
家事専用栓	150.0 円	世帯人員五名迄の一栓設備の料金であって、人員一名又は一栓を増す毎に10円を増徴する。
家事共用栓	130.0 円	世帯人員五名迄の供用栓、使用世帯の料金であって、人員一名増す毎に10円を増徴する。
湯屋用水	8.5 円	1 か月使用水量は営業状態を勘案して市長が認定する。
学校病院用水	10.0 円	
営業用水	15.0 円	
工場用水		使用水量は営業状態を勘案して市長が認定し料金は計量制に準ずる。
水洗便所	30.0 円	1 箇 1 か月につき
牛・馬用水	20.0 円	1 頭 1 か月につき
自動車用水	200.0 円	1 台 1 か月につき
風呂用水	20.0 円	家庭用 1 戸 1 槽 1 か月につき

(量水器使用料)

口 径	使 用 料	
13 mm	1 か月	20 円
20 mm	1 か月	30 円
25 mm	1 か月	40 円
40 mm	1 か月	70 円
50 mm	1 か月	300 円
63 mm	1 か月	400 円

口 径	使 用 料	
75 mm	1 か月	500 円
100 mm	1 か月	700 円
150 mm	1 か月	1,200 円
200 mm	1 か月	1,800 円
250 mm	1 か月	3,000 円
300 mm	1 か月	5,000 円

(4) 昭和40年 4 月

(計量給水使用料)

用 途 別	1 か月基本水量	1 か月基本料金	超 過 1 m ³ につき	摘 要
家 事 用	8 m ³	120 円	15.0 円	
営 業 用	12 m ³	180 円	15.0 円	
銭 湯 用	100 m ³	1,100 円	11.0 円	
公 共 用	20 m ³	300 円	15.0 円	
工 場 用	1,000m ³ まで		15.0 円	
	1,000m ³ をこえ2,000m ³ まで		14.0 円	
	2,000m ³ をこえ5,000m ³ まで		13.0 円	
	5,000m ³ をこえ10,000m ³ まで		11.0 円	
	10,000m ³ をこえ15,000m ³ まで		9.5 円	
	15,000m ³ をこえ20,000m ³ まで		8.5 円	
	20,000m ³ をこえ30,000m ³ まで		7.5 円	
	30,000m ³ をこえ50,000m ³ まで		7.0 円	
	50,000m ³ をこえ100,000m ³ まで		6.5 円	
	100,000m ³ をこえ150,000m ³ まで		6.2 円	
	150,000m ³ をこえるもの		6.0 円	
雑 用			30.0 円	使用水量にかかわらず
船 舶 用			30.0 円	使用水量にかかわらず
特 別 用	第55条に基づき市長が実情を参酌して定める。			

(放任給水使用料)

用 途 別	1 か月基本料金	摘 要
家 事 用	200 円	世帯人数 5 人まで給水栓 1 栓当りの 1 月の水道使用料で、1 人又は 1 栓を増すごとに15円を増徴する。
風 呂 用	15 円	家庭用風呂で 1 戸 1 槽 1 月当たりとする。

(量水器使用料)

口 径	使 用 料	
13 mm	1 か月	20 円
20 mm	1 か月	30 円
25 mm	1 か月	40 円
40 mm	1 か月	70 円
50 mm	1 か月	300 円
63 mm	1 か月	400 円

口 径	使 用 料	
75 mm	1 か月	500 円
100 mm	1 か月	700 円
150 mm	1 か月	1,200 円
200 mm	1 か月	1,800 円
250 mm	1 か月	3,000 円
300 mm	1 か月	5,000 円

(5) 昭和46年 4 月

(計量給水使用料)

用 途 別	1 か月基本水量	1 か月基本料金	超過 1 m ³ につき	摘 要
家 事 用	7 m ³	105 円	20.0 円	
営 業 用	15 m ³	300 円	20.0 円	
銭 湯 用	100 m ³	1,400 円	14.0 円	
公 共 用	20 m ³	400 円	20.0 円	
工 場 用	10,000m ³ まで		20.0 円	
	10,001m ³ ～15,000m ³		18.0 円	
	15,001m ³ ～30,000m ³		16.0 円	
	30,001m ³ ～50,000m ³		13.0 円	
	50,001m ³ ～80,000m ³		11.0 円	
	80,001m ³ ～120,000m ³		10.5 円	
	120,001m ³ を超えるもの		10.4 円	
雑 用			40.0 円	使用水量にかかわらず
船 舶 用			40.0 円	使用水量にかかわらず
特 別 用	第55条に基づき管理者が実情を勘案して定める。			

(放任給水使用料)

用 途 別	1 か月基本料金	摘 要
家 事 用	250 円	世帯人数 5 人まで給水栓 1 栓当りの 1 月の水道使用料で、1 人又は 1 栓を増すごとに 20 円を増徴する。

(量水器使用料)

口 径	使 用 料	
13 mm	1 か月	30 円
20 mm	1 か月	60 円
25 mm	1 か月	70 円
40 mm	1 か月	120 円
50 mm	1 か月	500 円

口 径	使 用 料	
75 mm	1 か月	700 円
100 mm	1 か月	900 円
150 mm	1 か月	1,500 円
200 mm	1 か月	2,300 円
250mm以上	1 か月	量水器の種類ごとに 管理者が別に定めた 基準により定める。

(6) 昭和48年11月

(計量制)

口径 料 金	基 本 料 金	従 量 料 金
13 mm	150 円	1 m ³ につき 25 円 ただし (1) 家事に使用する場合 口径13mmから25mmまでの使用水量 7 m ³ (以下「基本水量」という。) までは基本料金のみ (2) 公衆浴場に使用する場合 1 m ³ につき 17 円 (3) 臨時に使用する場合 1 m ³ につき 50 円
20 mm	190 円	
25 mm	210 円	
40 mm	520 円	
50 mm	860 円	
75 mm	1,800 円	
100 mm	3,000 円	
150 mm	6,000 円	
200 mm	15,000 円	
500 mm	200,000 円	
(注) 口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とするが管理者が必要と認めたときは、当該給水装置の給水本管の口径によることができる。		

(定額制)

給 水 用 途 料 金	1 か月基本料金	加 算 料 金
家 事 用	300 円	基本料金は世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1か月の水道使用料で、1人又は1栓を増すごとに加算料金として25円を微増する。

(7) 昭和50年 4 月

(計量制)

口 径 \ 料 金	基 本 料 金	従 量 料 金
13 mm	150 円	1 m ³ につき 25 円 ただし (1) 家事に使用する場合 口径13mmから25mmまでの使用水量 7 m ³ (以下「基本水量」という。) までは基本料金のみ。 (2) 公衆浴場に使用する場合 1 m ³ につき 17 円 (3) 臨時に使用する場合 1 m ³ につき 50 円
20 mm	190 円	
25 mm	210 円	
40 mm	520 円	
50 mm	860 円	
75 mm	1,800 円	
100 mm	3,000 円	
150 mm	6,000 円	
200 mm	15,000 円	
500 mm	200,000 円	
(注) 口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とするが管理者が必要と認めたときは、当該給水装置の給水本管の口径によることができる。		

(定額制)

給 水 用 途 \ 料 金	1 か月基本料金	加 算 料 金
家 事 用	300 円	基本料金は世帯人数 5 人まで給水栓 1 栓当りの 1 か月の水道料金で、1 人又は 1 栓を増すごとに加算料金として45円を加える。

(8) 昭和50年10月

(計量制)

口径 \ 料金	基本料金	従量料金
13 mm	150 円	1 m ³ につき 45 円 ただし (1) 家事に使用する場合 口径13mmから25mmまでの使用水量 7 m ³ (以下「基本水量」という。) 未満の従量料金は90円とする。 (2) 公衆浴場に使用する場合 1 m ³ につき 30 円 (3) 臨時に使用する場合 1 m ³ につき 90 円
20 mm	210 円	
25 mm	290 円	
40 mm	800 円	
50 mm	1,500 円	
75 mm	3,800 円	
100 mm	7,300 円	
150 mm	20,000 円	
200 mm	40,000 円	
500 mm	750,000 円	
(注) 口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とするが管理者が必要と認めたときは、当該給水装置の給水本管の口径によることができる。		

(定額制)

給水用途 \ 料金	1 か月基本料金	加算料金
家事用	450 円	基本料金は世帯人数5人まで給水栓1栓当りの1か月の水道料金で、1人又は1栓を増すごとに加算料金として45円を加える。

(9) 昭和56年 4 月

(計量制)

口径 \ 料 金	基 本 料 金	従 量 料 金
13 mm	345 円	1 m ³ につき 65 円 ただし 1 口径13mmから25mmまでの場合 (1) 家事用 1 か月の使用水量が 7 m ³ 以下の場合は、従量料金は加算せず 1 か月の使用水量が 7 m ³ を超える 1 m ³ につき65円を加算する。 (2) その他 1 か月の使用水量が 2 m ³ 以下の場合は、従量料金は加算せず 1 か月の使用水量が 2 m ³ を超える 1 m ³ につき65円を加算する。 2 公衆浴場に使用する場合 1 m ³ につき 40 円 3 臨時用水として使用する場合 1 m ³ につき 130 円
20 mm	435 円	
25 mm	550 円	
40 mm	1,160 円	
50 mm	2,160 円	
75 mm	5,500 円	
100 mm	10,500 円	
150 mm	28,800 円	
200 mm	57,600 円	
500 mm	1,080,000 円	
(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。		

(定額制)

給 水 用 途 \ 料 金	基 本 料 金	加 算 料 金
家 事 用	世帯人数 5 人 給水栓 1 栓まで 650 円	1 人又は 1 栓増すごとに 65 円

(加入金)

口 径	加入金額	口 径	加入金額	口 径	加入金額
13 mm	30,000 円	40 mm	250,000 円	100mm以上	管理者が別に定める額
20 mm	48,000 円	50 mm	460,000 円		
25 mm	84,000 円	75 mm	1,000,000 円		

(10) 昭和59年 6 月
(計量制)

料 金		基 本 料 金		従 量 料 金	
口 径					
13 mm		400	円	1 m ³ につき	75 円
				ただし	
20 mm		505	円	1 口径13mmから25mmまでの場合	
				(1) 家事用	
25 mm		640	円	1 か月の使用水量が 7 m ³ を超える 1 m ³ につき75円を加算する。	
				(2) その他	
40 mm		1, 500	円	1 か月の使用水量が 2 m ³ を超える 1 m ³ につき75円を加算する。	
50 mm		2, 800	円		
75 mm		7, 100	円		
100 mm		13, 600	円	2 公衆浴場を使用する場合	
				1 m ³ につき	45 円
150 mm		37, 400	円	3 臨時用水として使用する場合	
				1 m ³ につき	150 円
200 mm		74, 800	円		
500 mm		1, 404, 000	円		
(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。					

- ※ 平成元年12月 1 日以降に検針する水量から上表で算定した額に消費税 3 %を加算した額 (10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。) とする。
※ 平成 9 年 6 月 1 日以降に検針する水量から上表で算定した額に消費税及び地方消費税の額 5 %を加算した額 (10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。) とする。

(定額制)

給 水 用 途	料 金	基 本 料 金	加 算 料 金
家 事 用		世帯人数 5 人 給水栓 1 栓まで 750 円	1 人又は 1 栓増すごとに 75 円

(加入金)

口 径	加入金額	口 径	加入金額	口 径	加入金額
13 mm	30, 000 円	40 mm	250, 000 円	100mm以上	管理者が別に定める額
20 mm	48, 000 円	50 mm	460, 000 円		
25 mm	84, 000 円	75 mm	1, 000, 000 円		

- ※ 平成元年12月 1 日以降に工事申込のあった加入金から上表の額に消費税 3 %を加算した額とする。
※ 平成 9 年 6 月 1 日以降に工事申込のあった加入金から上表の額に消費税及び地方消費税の額 5 %を加算した額とする。

(11) 平成16年4月

(計量制)

口径 \ 料 金	基 本 料 金	従 量 料 金
13 mm	420.00 円	1 m ³ につき 78.75 円 ただし 1 口径13mmから25mmまでの場合 (1) 家事用 1 か月の使用水量が 7 m ³ を超える 1 m ³ につき78.75円とする。 (2) その他 1 か月の使用水量が 2 m ³ を超える 1 m ³ につき78.75円とする。 2 公衆浴場に使用する場合 1 m ³ につき 47.25 円 3 臨時用水として使用する場合 1 m ³ につき 157.50 円
20 mm	530.25 円	
25 mm	672.00 円	
40 mm	1,575.00 円	
50 mm	2,940.00 円	
75 mm	7,455.00 円	
100 mm	14,280.00 円	
150 mm	39,270.00 円	
200 mm	78,540.00 円	
500 mm	1,474,200.00 円	
(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。		

(定額制)

給 水 用 途 \ 料 金	基 本 料 金	加 算 料 金
家 事 用	世帯人数 5 人 給水栓 1 栓まで 787.50 円	1 人又は 1 栓増すごとに 78.75円

(加入金)

口 径	加入金額	口 径	加入金額	口 径	加入金額
13 mm	31,500 円	40 mm	262,500 円	100mm以上	管理者が別に定める額
20 mm	50,400 円	50 mm	483,000 円		
25 mm	88,200 円	75 mm	1,050,000 円		

(12) 平成19年 5 月

(計量制)

料 金		基 本 料 金			従量料金（１か月当たり）		
口 径					6 m ³ 未 満 の 使 用 水 量 1 m ³ に つ き	6 m ³ 以 上 8 m ³ 未 満 の 使 用 水 量 1 m ³ に つ き	8 m ³ 以 上 の 使 用 水 量 1 m ³ に つ き
13 mm		493.50 円	料金口径 及び用途				
20 mm		619.50 円					
25 mm		787.50 円					
40 mm		2,178.75 円	25mm 以下	家事用	0.00 円	10.50 円	96.60 円
50 mm		4,068.75 円			その他	使用水量 1 m ³ につき 96.60 円	
75 mm		10,300.50 円					
100 mm		19,750.50 円	40mm以上				
150 mm		54,306.00 円	公衆浴場用		使用水量 1 m ³ につき 56.70 円		
200 mm		108,622.50 円					
500 mm		2,038,785.00 円	臨時用		使用水量 1 m ³ につき 193.20 円		
(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。							

(加入金)

口 径	加入金額	口 径	加入金額	口 径	加入金額
13 mm	31,500 円	40 mm	262,500 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
20 mm	50,400 円	50 mm	483,000 円		
25 mm	88,200 円	75 mm	1,050,000 円		

(13) 平成23年 5 月

(計量制)

料 金		基 本 料 金	料金口径 及び用途	従量料金（1 か月当たり）			
口 径				8 m ³ 未満の使用水量 1 m ³ につき	8 m ³ 以上の使用水量 1 m ³ につき		
13 mm		546.00 円		25mm 以下	家事用	10.50 円	118.65 円
20 mm		682.50 円					
25 mm		871.50 円	その他		使用水量 1 m ³ につき 118.65 円		
40 mm		3,150.00 円					
50 mm		5,880.00 円					
75 mm		14,910.00 円	40mm以上	使用水量 1 m ³ につき 70.35 円			
100 mm		28,560.00 円					
150 mm		78,540.00 円					
200 mm		156,975.00 円	公衆浴場用	使用水量 1 m ³ につき 237.30 円			
500 mm		2,931,915.00 円					
(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によること ができる。							

(加入金)

口 径	加入金額	口 径	加入金額	口 径	加入金額
13 mm	31,500 円	40 mm	262,500 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
20 mm	50,400 円	50 mm	483,000 円		
25 mm	88,200 円	75 mm	1,050,000 円		

(14) 平成26年 4 月

(計量制)

料 金		基 本 料 金	料金口径 及び用途		従量料金（1 か月当たり）		
口 径					8 m ³ 未満の使用水量 1 m ³ につき	8 m ³ 以上の使用水量 1 m ³ につき	
13 mm		561.60 円	25mm 以下		家事用	10.80 円	122.04 円
20 mm		702.00 円					
25 mm		896.40 円			その他	使用水量 1 m ³ につき 122.04 円	
40 mm		3,240.00 円					
50 mm		6,048.00 円	40mm以上		使用水量 1 m ³ につき 72.36 円		
75 mm		15,336.00 円					
100 mm		29,376.00 円					
150 mm		80,784.00 円	公衆浴場用		使用水量 1 m ³ につき 244.08 円		
200 mm		161,460.00 円					
500 mm		3,015,684.00 円	臨時用				
(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によることができる。							

(加入金)

口 径	加入金額	口 径	加入金額	口 径	加入金額
13 mm	32,400 円	40 mm	270,000 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
20 mm	51,840 円	50 mm	496,800 円		
25 mm	90,720 円	75 mm	1,080,000 円		

(15) 令和元年10月

(計量制)

料 金		基 本 料 金		従量料金（1 か月 当 たり）	
口 径				8 m ³ 未 満 の 使 用 水 量 1 m ³ に つ き	8 m ³ 以 上 の 使 用 水 量 1 m ³ に つ き
13	mm	572.00 円		料金口径 及び用途	
20	mm	715.00 円			
25	mm	913.00 円			
40	mm	25mm 以下	家事 用	11.00 円	124.30 円
50	mm			そ の 他	使用水量 1 m ³ に つ き 124.30 円
75	mm		15,620.00 円		
100	mm	40mm以上		使用水量 1 m ³ に つ き 73.70 円	
150	mm	82,280.00 円			
200	mm	164,450.00 円		使用水量 1 m ³ に つ き 248.60 円	
500	mm	3,071,530.00 円			
(注) 基本料金の算定にかかわる口径の決定は給水装置に設置した量水器の呼称口径を原則とする。 ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該給水装置にかかわる給水本管の口径によること ができる。					

(加入金)

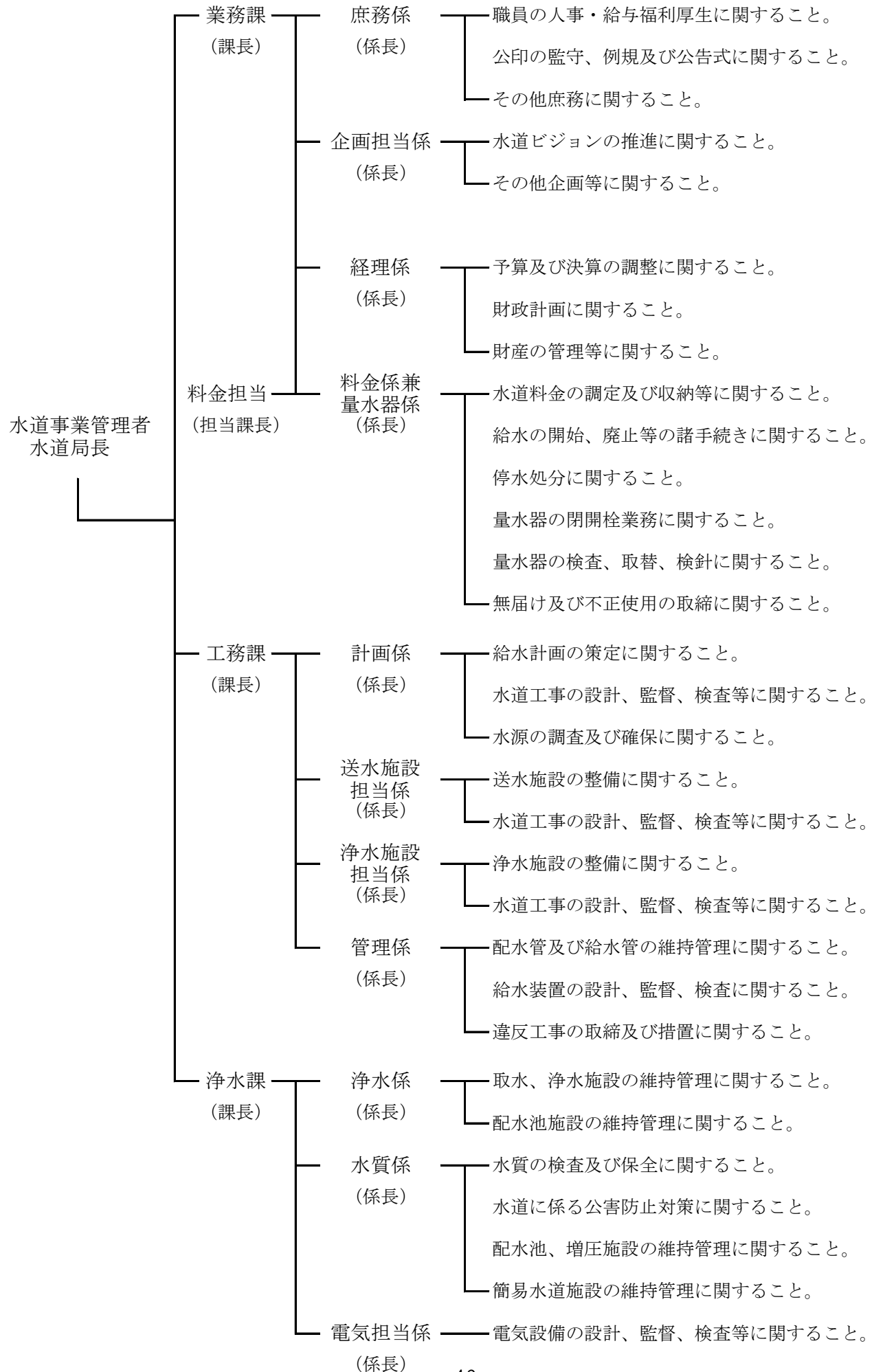
口 径	加入金額	口 径	加入金額	口 径	加入金額
13 mm	33,000 円	40 mm	275,000 円	100mm以上	管理者が別に 定める額
20 mm	52,800 円	50 mm	506,000 円		
25 mm	92,400 円	75 mm	1,100,000 円		

そ の 他

- 1 水道局機構図
- 2 職員配置
- 3 年齢別職員構成
- 4 勤続年数別職員構成
- 5 水道年表

そ の 他

1 水道局機構図

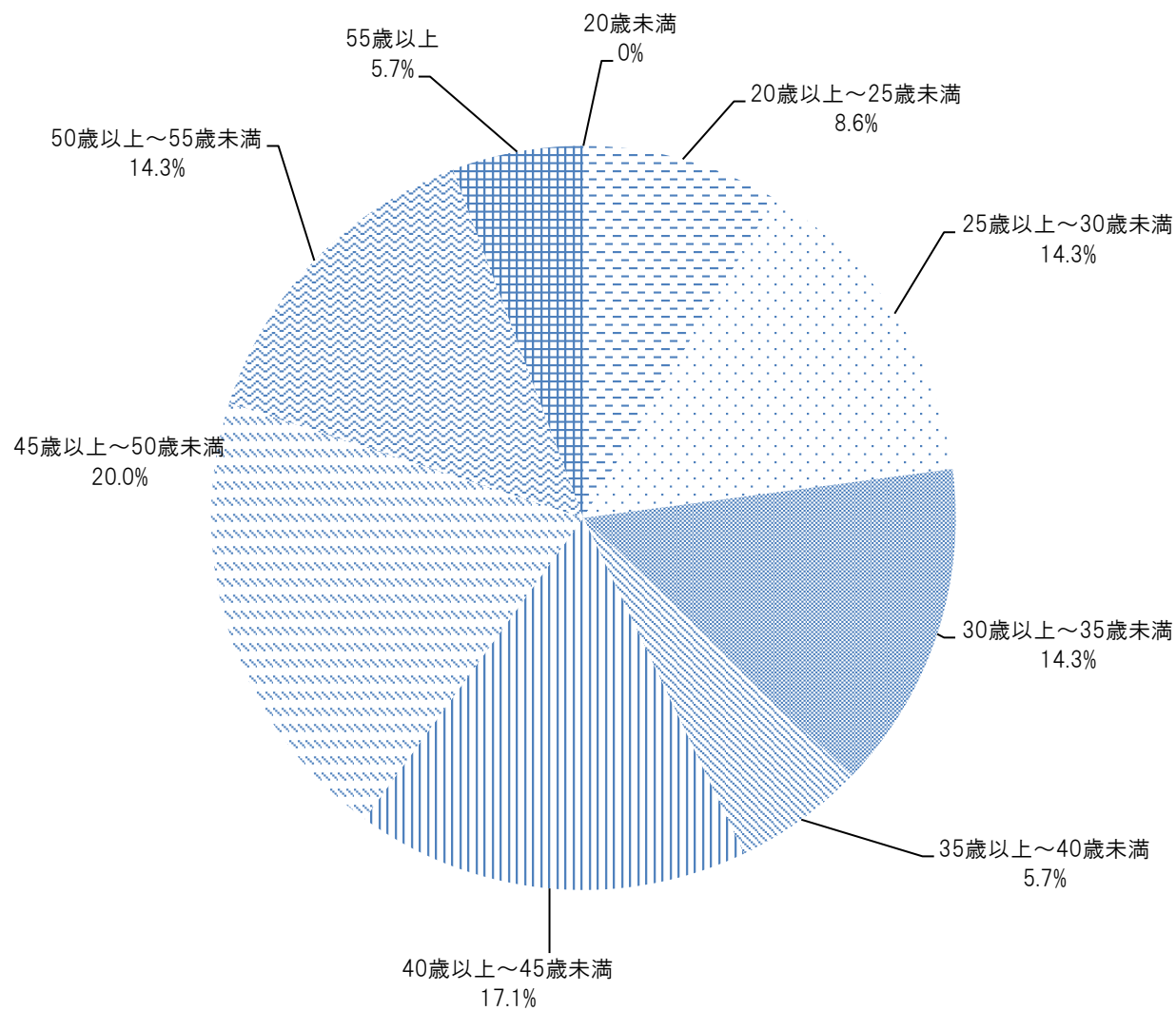


2 職員配置（令和6年3月31日現在 管理者を除く）

（単位：人）

課 別	職 種		事 務 職 員	技 術 職 員	合 計
	係 別				
管 理 職	—		2	2	4
業 務 課	庶 務 係		2	0	2
	企 画 担 当 係		1	0	1
	経 理 係		3	0	3
	料 金 係 兼 量 水 器 係		6	0	6
工 務 課	管 理 係		0	4	4
	計 画 係		0	5	5
浄 水 課	浄 水 係		0	7	7
	水 質 係		0	2	2
	電 気 担 当 係		0	1	1
合 計			14	21	35

3 年齢別職員構成

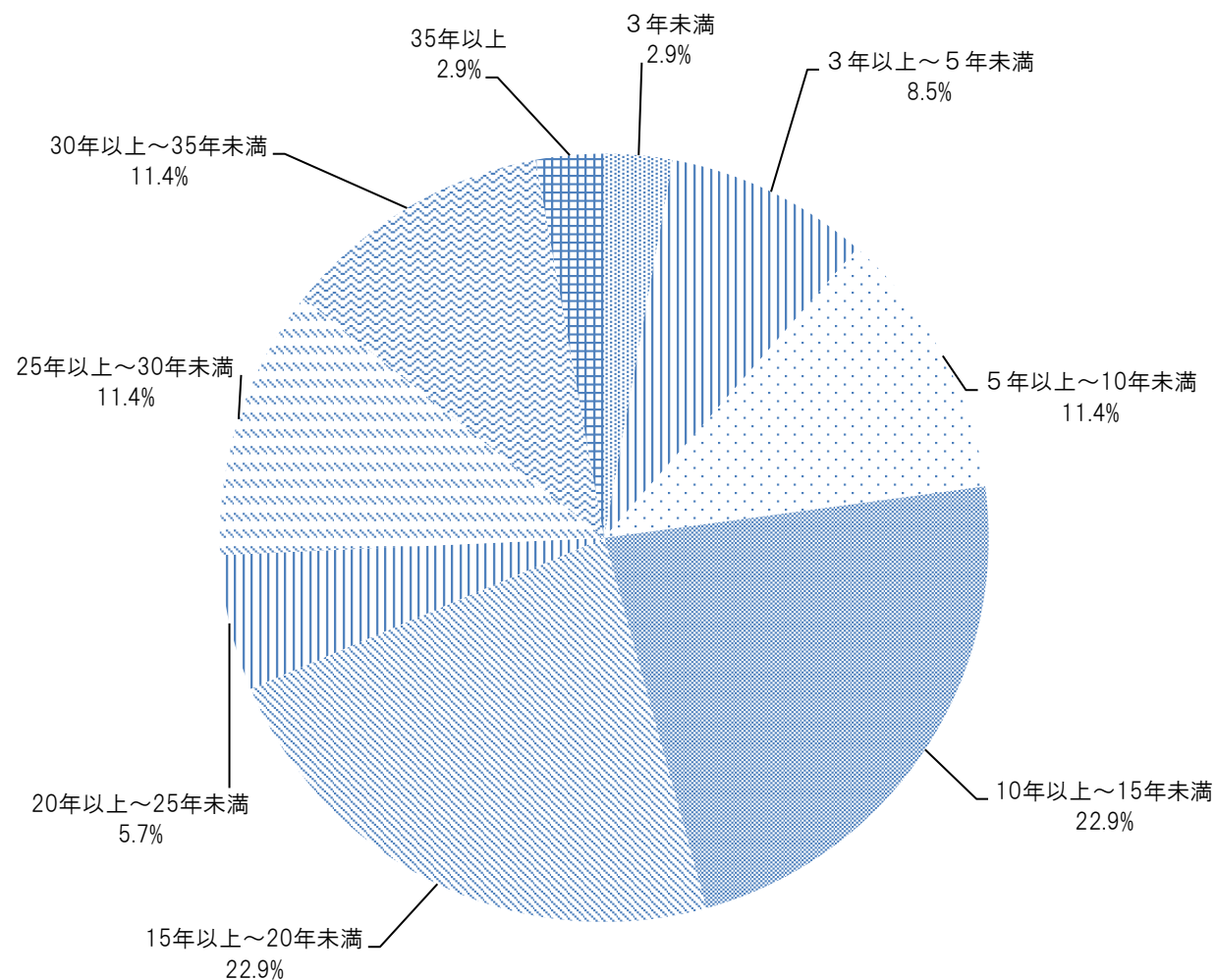


令和6年3月31日現在

年 齢 別 \ 職 種	事務職員（人）	技術職員（人）	合計（人）	構成比率（%）
20歳未満	0	0	0	0.0
20歳以上～25歳未満	1	2	3	8.6
25歳以上～30歳未満	1	4	5	14.3
30歳以上～35歳未満	3	2	5	14.3
35歳以上～40歳未満	1	1	2	5.7
40歳以上～45歳未満	2	4	6	17.1
45歳以上～50歳未満	3	4	7	20.0
50歳以上～55歳未満	3	2	5	14.3
55歳以上	0	2	2	5.7
合 計	14	21	35	100.0
平 均 年 齢	39.5	39.7	39.6	—

（注）管理者、再任用職員を除く。

4 勤続年数別職員構成



令和6年3月31日現在

年 数 別 \ 職 種	事務職員（人）	技術職員（人）	合計（人）	構成比率（%）
3年未満	1	0	1	2.9
3年以上～5年未満	1	2	3	8.5
5年以上～10年未満	0	4	4	11.4
10年以上～15年未満	3	5	8	22.9
15年以上～20年未満	4	4	8	22.9
20年以上～25年未満	1	1	2	5.7
25年以上～30年未満	1	3	4	11.4
30年以上～35年未満	3	1	4	11.4
35年以上	0	1	1	2.9
合 計	14	21	35	100.0
平 均 年 数	15.7	15.6	15.6	—

（注）管理者、再任用職員を除く。

5 水道年表

年 月	事 項
昭和12年 8月	● 海軍工廠の建設が決定
昭和14年 1月	● 海軍工廠の建設開始
4月	● 海軍工廠専用水道の工事着工
昭和15年 4月	● 初めて水道による消火栓を設置
8月	● 新設の海軍工廠名を「光」に決定
9月	● 海軍工廠専用の第1次水道布設工事完成（給水能力15,000m ³ ／日）
10月	● 海軍工廠内の工業用水及び従業員福利施設に給水開始
昭和18年 4月	● 光町と室積町の合併により、光市が誕生
昭和20年 8月	● 第2次世界大戦により、海軍工廠壊滅
9月	● 大暴風雨の襲来により島田川が氾濫し、水源池が被害を受ける。
12月	● 終戦によって旧海軍工廠専用水道施設の維持管理を光市が引き継ぎ、暫定的に水道事業を開始
昭和21年 1月	● 光市水道課を新設し、旧海軍工廠の引き受け態勢を確立
3月	● 光市水道給水条例の制定
4月	● 水道特別会計の新設
昭和22年 2月	● 光市水道給水条例の一部改正により、水道料金の改定
昭和23年 6月	● 光市上水道事業認可の申請 室積方面配水管布設第1期工事（室積町一円）
11月	● 旧海軍工廠専用水道を大蔵省から一時使用許可のまま光市上水道事業の認可を受ける。
昭和24年 3月	● 水道料金の改定 ● 上水道給水工事施工業者を指定する規程の制定
昭和25年 2月	● 旧海軍工廠地区に埋設されている不用となった配水管の移動許可を大蔵省から得て、光市上水道の配水管に転用するための撤去工事を開始
4月	● 光市上水道拡張事業 川口及び浅江配水管布設工事
5月	● 光市上水道拡張事業 新光学院給水管布設工事
9月	● キジア台風の襲来により、水道施設が被害を受ける。 ● 光市上水道拡張事業 室積方面配水管布設第2期工事
10月	● 光市上水道拡張事業 上島田方面配水管布設工事
昭和26年 6月	● ケート台風の襲来により、配水池の法面900m ² が崩壊し、岩屋地区配水管が大きな被害を受ける。
10月	● ルース台風の襲来により、大きな被害を受ける。
昭和27年 11月	● 賠償指定の解除により、上水道施設の一時使用許可が無償貸付となり、市営上水道の開始を市議会にて議決
昭和28年 3月	● 旧海軍工廠内の配水管撤去作業の完了
7月	● 水道料金の改定
8月	● 旧海軍工廠の水道施設の国有財産無償貸付契約を大蔵省と締結
12月	● 光市上水道第1次拡張事業の認可申請に先立ち、既得水利権者の同意を得て島田川流水引用の許可を申請

年 月	事 項
昭和29年 2月	● 光市上水道第1次拡張事業の認可を申請
7月	● 上ヶ原簡易水道の新設工事の施工を議決
9月	● 台風13号の襲来により、大きな被害を受ける。
12月	● 上ヶ原簡易水道の新設工事着工
昭和30年 3月	● 上ヶ原簡易水道事業の認可を受ける。
4月	● 上ヶ原簡易水道の給水開始
11月	● 光市上水道第1次拡張事業の認可を受ける。
昭和32年 6月	● 光市水道給水条例を廃止し、光市上水道使用条例を制定
12月	● 水道法の改正により、光市水道事業に水道技術管理者を設置
昭和36年 2月	● 水道部を新設し、業務課及び工務課を設置
4月	● 水道事業に公営企業の一部適用を受け、光市特別会計を光市水道企業会計に改め、別途、光市簡易水道特別会計を創設
昭和37年 3月	● 光市上水道第1次拡張事業前期工事の完成
4月	● 第1次拡張事業後期工事の着工
昭和39年 6月	● 旧海軍工廠水道施設の一部を大蔵省から無償譲与
昭和40年 4月	● 水道料金の改定
昭和41年 12月	● 水道法の改正により、水道事業の設置等に関する条例を制定
昭和42年 4月	● 光市水道事業に地方公営企業法を適用、水道事業管理者を設置し市長がこれにあたる。
昭和45年 3月	● 光市上水道第1次拡張事業後期工事の完成
11月	● 光市上水道第2次拡張事業の認可を受ける。 ● 一般家庭の全世帯と月平均の使用水量が50m ³ 以下の営業用の使用者を対象として水道メーターの隔月検針を実施
昭和46年 2月	● 光市上水道第2次拡張事業の着工
4月	● 水道料金の改定 ● 水道部に浄水課を設置 ● 光市上水道第2次拡張事業 第3号集水管埋設工事の完成
6月	● 光市上水道第2次拡張事業 第3ポンプ井築造工事の完成
7月	● 高地部配水対策として、浅江上ヶ原住宅への配水タンク施設を設置
昭和47年 3月	● 光市上水道第2次拡張事業の変更認可を受ける。
9月	● 西部方面配水増強対策として、光製鐵所所有の遊休配水管の一部を購入
昭和48年 4月	● 光市上水道第2次拡張事業 汚水池築造工事の完成
5月	● 光市上水道第2次拡張事業 傾斜板沈澱池築造工事の完成
6月	● 光市上水道第2次拡張事業 林浄水場の完成
11月	● 水道料金の改定（用途別料金体系から口径別料金体系に変更）
昭和49年 3月	● 光市上水道第2次拡張事業 観音寺配水池築造工事の完成 ● 光市上水道第3次拡張事業の認可を受ける。
昭和50年 4月	● 水道料金の改定
昭和50年 10月	● 水道料金の改定
昭和51年 4月	● 水道部を水道局に昇格し、水道事業管理者制度を導入
昭和53年 7月	● 水道料金の隔月集金を実施

年 月	事 項
昭和54年 7月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（浅江地区の住居表示変更）
昭和55年 7月	● 記録的集中豪雨による来州堤の決壊により、送水本管口径600 ^{mm} /mが破損し、市内12,000世帯が2日間にわたって断水となる。
11月	● 送水本管口径600 ^{mm} /mの災害復旧工事の完了
昭和56年 4月	● 水道料金の改定（加入金制度の新設）
昭和58年 3月	● 水道局新庁舎の建設工事の完成
5月	● 水道局新庁舎での業務開始
昭和59年 4月	● 水道料金計算の電算化
6月	● 水道料金の改定
昭和61年 10月	● 水道課40周年記念OB会開催
平成元年 8月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（光井地区の住居表示変更）
9月	● 下水道工事による西部配水管の破損事故により、光市西部地区が全面断水
10月	● 税制改革法の制定に伴う光市水道給水条例の一部を改正
平成2年 2月	● 毎月第2、第4土曜日を閉庁
10月	● 光市水道創設50周年記念式典の開催（光市民ホール）
平成3年 9月	● 台風19号の塩害による被害により停電となり、市内全域が全面断水
平成5年 3月	● 第3次拡張事業の完成
5月	● 毎週土曜日を閉庁、完全週休2日制の実施
8月	● 受水槽の設置基準の見直し、給水工事検査手数料の改正に伴う光市水道給水条例の一部改正
平成7年 4月	● 周南都市水道水質検査センター開所式
平成8年 6月	● 岩屋・伊保木地区簡易水道事業経営認可（指令生活衛生第361号）
	● 第1回水道まつり開催
11月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（室積地区の住居表示変更）
平成9年 2月	● 林浄水場本館棟、送水ポンプ棟、耐震改修工事竣工
4月	● 消費税法等の一部改正に伴う光市水道給水条例の一部改正
6月	● 第2回水道まつり開催
平成10年 3月	● 牛島簡易水道事業経営認可（指令生活衛生第1278号）
4月	● 岩屋・伊保木簡易水道の給水開始
6月	● 第3回水道まつり開催
	● 水道料金徴収業務にオンラインシステムを導入
8月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正（三島地区の住居表示変更）
9月	● 検針業務にハンディーターミナルを導入
平成11年 4月	● 牛島簡易水道の給水開始
6月	● 第4回水道まつり開催
9月	● 台風18号による強風のため、浄水場が長時間停電となる
12月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
7月	● 光市水道第4次拡張事業変更認可申請（光水第869号）
平成12年 1月	● 光市水道第4次拡張事業変更認可（厚生省収生衛第37号）
6月	● 第5回水道まつり開催

年 月	事 項
平成12年 10月	● 鳥取県西部地震災害復旧応援
平成13年 1月	● 送水本管（スパイラル鋼管口径600 ^{mm} ）が破損
3月	● 芸予地震（光市マグニチュード5弱）により、市内全域に濁り水が発生 ● 予納金制度の廃止に伴う光市水道給水条例の一部改正
4月	● 財務会計システムを導入
6月	● 第6回水道まつり開催
9月	● 職員の再任用に伴う光市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
平成14年 3月	● 検針業務の一部を民間に委託
6月	● 第7回水道まつり開催
平成15年 3月	● 水道法の一部改正（貯水槽水道関係）に伴い、光市水道給水条例の一部改正 ● 周南市発足に係る周南都市水道水質検査センター協議会を組織する地方公共団体の減少及び規程の変更を議決
6月	● 第8回水道まつり開催
11月	● 光市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正
平成16年 3月	● 消費税法等の一部改正（総額表示）に伴う光市水道給水条例の一部改正 ● 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う光市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
6月	● 第9回水道まつり開催
10月	● 光市水道事業の廃止（光市、大和町の合併により） ● 光市水道事業の設置（光市、大和町の合併により）
平成17年 4月	● 検針業務の全面委託
6月	● 第10回水道まつり開催
10月	● 水道料金未納整理業務及び給水停止処分の実施
平成18年 6月	● 第11回水道まつり開催
9月	● 大和簡易水道を上水道に統合するための光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
平成19年 3月	● 水道料金改定に伴う光市水道給水条例の一部改正
5月	● 第12回水道まつり開催
9月	● 雇用保険法等の一部改正に伴う雇用保険の受給資格要件の改正に伴う光市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正 ● 周南都市水道水質検査センター協議会の事務所の位置変更に伴う周南都市水道水質検査センター協議会規約の一部改正
12月	● 清山配水池新タンク稼働
平成20年 3月	● 上ヶ原簡易水道の上水道統合に伴う光市簡易水道の設置及び管理に関する条例及び光市簡易水道給水条例の一部改正 ● 簡易水道から上水道に編入する際の水道料金を明確にするための光市水道給水条例の一部改正 ● 光市水道事業の変更認可に伴う光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

年 月	事 項
平成20年 3月	● 上ヶ原配水池稼働
4月	● 上ヶ原簡易水道を上水道に統合
6月	● 第13回水道まつり開催 ● 光市地域水道ビジョン「光市水道光合成プラン」を策定
平成21年 3月	● 大和配水池稼働
4月	● 岩屋・伊保木簡易水道、大和簡易水道を上水道に統合
6月	● 第14回水道まつり開催
平成22年 3月	● 光市職員退職手当条例等の一部改正 ● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
6月	● 「光市水道事業経営懇話会」の設置 水道事業管理者から懇話会への意見要望書の提出
12月	● 懇話会座長より意見書提出
平成23年 1月	● 紫外線照射施設の完成
3月	● 水道料金改定に伴う光市水道給水条例の一部改正
6月	● 第15回水道まつり開催
11月	● 光市水道広報誌「光の水だより」発行開始
平成24年 3月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
6月	● 第16回水道まつり開催
12月	● 光市水道事業及び簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を制定
平成25年 1月	● 熊毛地区送水事業に着手
6月	● 第17回水道まつり開催
12月	● 消費税法等の一部改正に伴う光市水道給水条例の一部改正
平成26年 4月	● 地方公営企業会計制度の見直しに伴い、新会計制度へ移行
平成27年 6月	● 第18回水道まつり開催
11月	● 小周防・東荷・岩狩地区洗管作業
平成28年 4月	● 熊本地震被災地への給水活動支援
6月	● 第19回水道まつり開催
7月	● 周南市熊毛地区への送水開始
11月	● 下林取水施設更新工事に着手
平成29年 6月	● 第20回水道まつり開催
8月	● 『光市水道事業ビジョン（展望編）』策定
平成30年 6月	● 第21回水道まつり開催
7月	● 西日本豪雨被災地給水活動支援
8月	● 『光市水道事業ビジョン（実現編）』策定
10月	● 周防大島町広域水道送水管損傷事故による断水に伴う給水活動支援
12月	● 光市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
令和元年 6月	● 第22回水道まつり開催
10月	● 塩田地区への配水管布設及び給水開始
令和2年 7月	● 山口県企業局に対する光市自家用工業水道供給業務の開始
令和4年 5月	● 清山送水管布設替工事に着手

年 月	事 項
令和 5 年 3 月	● パーパス「100年後も変わらない『安心』を蛇口から」の制定
4 月	● 光市地域づくり支援センターに給水スポットを設置
6 月	● 第23回水道まつり開催
令和 6 年 1 月	● 水道局庁舎及び水道施設照明のLED化

令和5年度 光市水道事業年報

〒743-0063 光市島田一丁目17番1号

光市水道局

電 話 0833-71-0700

F A X 0833-72-8567

E-mail suidou@waterworks.city.hikari.lg.jp

ホームページ <https://www.hikarisuidou-yamaguchi.jp>